**（　　　　　団体名　　　　　）定款**

**第１章 総則**

（名称）

第１条 この法人は、（　　　　　団体名　　　　　）と称する。

（主たる事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を（　　都道府県・市　　）に置く。

**第２章 目的及び事業**

（目的）

第３条 この法人は母と子の心身の健康増進を寄与する食事法、健康法を広く一般的に提案することを目的とし、次の事業を行う。

（事業）

第４条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

(１)　食と健康に関するセミナー、イベント、講演会等の企画・開催・運営

(２)　子育てに関するセミナー、イベント、講演会等の企画・開催・運営

(３)　子供向けセミナー、イベント、講演会等の企画・開催・運営

(４)　食と健康に関する情報提供及び出版

(５)　子育てに関する業界調査、研究、評価

(６)　前各号に附帯又は関連する事業

**第３章 社員**

（法人の構成員）

第５条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

（社員の資格取得）

第６条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

（任意退社）

第7条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(１)　この定款その他の規則に違反したとき。

(２)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(３)　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第9条 前２条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

(１)　総社員が同意したとき。

(２)　当該社員が死亡し、又は解散したとき。

**第４章 社員総会**

（構成）

第１０条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）

第１１条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事の選任又は解任
3. 理事の報酬等の額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１２条 定時社員総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

（招集）

第１３条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第１４条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

（議決権）

第１５条 社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議）

第１６条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 定款の変更
3. 解散
4. その他法令で定められた事項

（議事録）

第１７条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

**第５章 役員**

（役員の設置）

第１８条 この法人に、理事1名以上を置く。

２　理事のうち１名を代表理事とする。

（役員の選任）

第１９条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

２ 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２０条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２ 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

（役員の任期）

第２１条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

４　理事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２２条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

**第６章 資産及び会計**

（事業年度）

第２３条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

（事業報告及び決算）

第２４条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第２号の書類については承認を受けなければならない。

(１) 事業報告

(２) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）

２ 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

**第７章 定款の変更及び解散**

（定款の変更）

第２５条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第２６条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

**第８章 公告の方法**

第２７条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

**第９章 附 則**

(最初の事業年度)

第２８条　この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和○年〇月〇日までとする。

(設立時社員)

第２９条　この法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

　住所

　　　　　設立時社員

　住所

　　　　　設立時社員

(設立時役員)

第３０条　この法人の役員は次のとおりとする。

１　設立時理事

２　設立時代表理事は，設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人ママと子どもの子育てラボの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

設立時社員 　　　　　　　　 ㊞

設立時社員 　　　　　　　　 ㊞

**主たる事務所所在場所の決定に関する決議書**

令和〇年〇月〇日、（　　　　　団体名　　　　　）創立事務所において、設立時社員全員が出席し、その全員の一致の決議により、主たる事務所について次のとおり決定した。

主たる事務所

上記決定事項を証するため，設立時社員の全員は，次のとおり記名押印する。

令和〇年〇月〇日

　　　　　団体名

設立時社員　　　　　　　　 ㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 設立時社員　　　　　　　　 ㊞

**就 任 承 諾 書**

私は、令和〇年〇月〇日、貴法人の設立時代表理事に選任されたので、その就任を承諾します。

令和〇年〇月〇日

所在地

代表名　　　　　　 ㊞

団体名 　　　御中